

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、時期は明確には覚えていないが、昭和39年ごろにA県からB町（現在は、C市）の実家に戻った後、間もなくして、以前、青年団で一緒であった社会保険事務所（当時）の職員に国民年金の加入を勧められたこともあり、国民年金に加入することにした。

そのときに納付可能な2年分の国民年金保険料を請求されたが、2年分の国民年金保険料を納付するだけの現金を持ち合わせていなかったため、1年分の国民年金保険料を納付した。

結婚後の昭和45年か46年ごろに、役場から国民年金保険料の未納通知が届いたので、役場窓口に行き、未納期間分の国民年金保険料をすべて納付したはずであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和39年5月又は同年6月ごろと推認でき、その時点では、申立期間を含む37年4月から39年3月までの2年分の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であったところ、申立人に係る特殊台帳及びB町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和38年度の国民年金保険料は納付済みと

されている上、申立期間直前の36年度の国民年金保険料は、47年6月29日に第1回特例納付により納付されていることが確認できることを踏まえ、申立人の主張に不自然な点は見受けられず、申立期間の国民年金保険料についても、同年6月29日に第1回特例納付により納付した36年度の国民年金保険料と一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年1月から同年3月までの期間を100円、同年4月から22年5月までの期間を300円、同年6月から23年7月までの期間を600円、同年8月から同年10月までの期間を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月25日から23年11月1日まで

夫は、昭和17年12月20日にD社に正社員として採用され、その後、軍に召集されたものの、21年1月25日にA社（D社を含む3社が合併し、昭和19年に設立）C支店に復職し、53年3月31日に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、夫のA社における厚生年金保険加入記録が昭和23年11月1日からとなっており、申立期間において、A社に係る被保険者記録が確認できないことに納得できない。

B社が発行した在籍証明書によると、申立期間において、夫がA社に在籍していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出されたB社が発行した申立人に係る在籍証明書によ

り、申立人が、昭和 17 年 12 月 20 日から 53 年 3 月 31 日までの期間において、A 社に継続して在籍しており、申立期間については、21 年 1 月 25 日付けで A 社 C 支店に復職した後、同年 7 月 13 日に A 社 C 支店 E 営業所に異動したことが確認できる。

また、A 社 C 支店に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、いずれも「当時、A 社 C 支店には約 50 人の社員が勤務していたと思う。」と証言しており、A 社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 20 年 4 月 1 日の時点においても、A 社 C 支店には約 50 人の社員が勤務していたと推認されるところ、i) 社会保険事務所（当時）では、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、31 年 5 月 2 日付けで更新された名簿よりも前に作成された名簿を確認できず、申立期間当時の A 社 C 支店の厚生年金保険被保険者数を特定することはできないものの、同年 5 月 2 日に更新された当該被保険者名簿により、A 社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 20 年 4 月 1 日）に A 社 C 支店に係る被保険者資格を取得した者が 4 人確認でき、このうち、健康保険の番号が最も後の者の番号は 58 番であることから、A 社 C 支店は、厚生年金保険の適用事業所となった日に、少なくとも 50 人以上の者の被保険者資格を取得させたと考えられること、ii) 申立期間において、A 社 C 支店に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうち、A 社 C 支店に勤務していたとする 3 人（入社時期を覚えていない者を除く。）は、いずれも、本人が A 社 C 支店に入社した時期と被保険者資格を取得した時期は一致しているとしていること、iii) 申立人と同様に、17 年に入社した後に応召され、22 年初めに A 社 C 支店に復職したとしている者は、オンライン記録上、A 社 C 支店に係る被保険者資格を 22 年 2 月 1 日に取得していることを踏まえると、A 社 C 支店は、厚生年金保険の適用事業所となった 20 年 4 月 1 日の時点において、A 社 C 支店に勤務していた者（応召中の者を除く。）については、その時点で被保険者資格を取得させ、その後に入社した者及び復職した者については、入社及び復職した時点で被保険者資格を取得させ、給与から厚生年金保険料を控除していたものと考えられ、申立人についても、A 社 C 支店に復職した時点（昭和 21 年 1 月 25 日）から、ほかの A 社 C 支店の社員と同様に、給与から厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

さらに、申立期間において、A 社 C 支店に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立期間の一部において、A 社 C 支店の経理課に所属していたとする者を含む。）は、「当時、A 社 C 支店の経理課において、A 社 C 支店管内の営業所に勤務していた社員の給与計算も行っており、明細書と給与を各営業所に送っていた。」としており、A 社 C 支店 E 営業所で庶務を担当していたとする者も、「A 社 C 支店 E 営業所の社員の給与について

は、A社C支店から送られてきていた。」としていることから、申立人がA社C支店E営業所に異動した後も申立人に係る給与事務を行っていたA社C支店は、引き続き申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管している申立人に係る昭和23年11月1日付けの厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額及び標準報酬等級並びに標準報酬月額の改正等から、21年1月から同年3月までの期間を100円、同年4月から22年5月までの期間を300円、同年6月から23年7月までの期間を600円、同年8月から同年10月までの期間を6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は、「申立人が、常勤の正社員として当社に在籍していたことは確認できるが、当時の保険料控除等に係る資料は確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険加入手続及び保険料の納付については不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年1月15日）及び資格取得日（昭和37年6月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月15日から同年6月16日まで

私は、昭和35年11月5日から41年3月26日までの期間において、A社C店で商品の仕入担当者として継続して勤務していたのに、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和35年11月5日に当該事業所に係る被保険者資格を取得し、37年1月15日に被保険者資格を喪失後、同年6月16日に当該事業所に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、申立人は、「私は、商品の仕入担当者として、申立期間を含む昭和35年11月5日から41年3月26日までの期間において、A社C店で継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間において、申立人が覚えている同僚3人及びA社に係る被保険者記録が確認できる4人の合計7人は、「申立人は、A社C店で商品の仕入担当者として、申立期間も含めて継続して勤務していたと思う。」としており、申立人が、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、かつ、業務内容及び勤務形

態に変更は無かったものと推認される上、これら7人の証言者は、いずれも申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月及び37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立期間の人事記録等の資料が無く、申立人の保険料を控除していたかどうかについては分からない。」としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所における資格取得日は昭和47年10月1日、資格喪失日は同年11月14日と認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から同年10月2日まで
② 昭和47年10月14日から同年11月14日まで

私は、昭和44年10月16日にA社に正社員として入社し、平成12年10月5日に退職するまで継続して勤務していた。

ところが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びA社B営業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票並びにオンライン記録によると、申立人は、昭和44年10月16日にA社に係る被保険者資格を取得し、47年10月1日に被保険者資格を喪失し、同年10月2日にA社B営業所に係る被保険者資格を取得し、同年10月14日に被保険者資格を喪失後、同年11月14日にA社に係る被保険者資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかし、雇用保険の記録並びにA社が提出した申立人に係る職員カード及び退職金台帳の写しにより、申立人が昭和44年10月16日から平成12年10月5日まで継続してA社（支店等を含む。）に勤務していたことが確認できる上、申立人は、昭和47年10月にA社C支店（A社C支店は、昭和48年4月1日から適用事業所）からA社D支店（A社D支店は、オンライン記録上、昭和51年10月ごろにA社B営業所から名称変更したものと推認）に異動し、同年11月に再びA社C支店に異動していることが

確認できる。

また、A社は、「当社は、申立人を昭和44年10月16日に正社員として採用し、申立人が平成12年10月5日に退職するまでの間に雇用期間が中断したことはない。」としている上、申立期間において、A社B営業所に勤務していた同僚は、「申立人は、受注予定の工事のためにA社B営業所に赴任し、1か月以上は、A社B営業所に勤務していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B営業所に勤務していたものと認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和62年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和60年4月1日から62年7月31日までの期間において、A社に勤務していた。

ところが、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間①の標準報酬月額については、私が所持している申立期間①に係る給料支払明細書から控除されている厚生年金保険料に基づく標準報酬月額よりも低い額とされていること、及び申立期間②については、私は、昭和62年7月31日までA社に勤務していたのに、資格喪失日が同年7月31日とされていることが分かったので、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び事業主の証言から、申立人は、A社に昭和62年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された昭和60年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人から提出された61年4月から62年7月分までの給料支払明細書を見ると、申立人がA社に勤務することとなった60年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていること、及びA社を退職した62年7月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、A社の事業主は、「A社は、厚生年金保険料を当月控除しており、申立人の昭和62年7月分の給与から厚生年金保険料を控除している。申立人は、同年7月31日まで勤務していたので、資格喪失日を同年8月1日として届け出なければならなかったが、誤って資格喪失日を同年7月31日として届け出てしまったものと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和62年7月31日と誤って社会保険事務所に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年12月までの期間及び55年2月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から51年12月まで
② 昭和55年2月から57年7月まで

私は、結婚してA県B町に住んでいた昭和47年ごろに国民年金に加入した。

国民年金に加入した当初は、まだ夫が学生であったこともあり、国民年金保険料を納付しないこともあったが、昭和48年1月ごろにC市に異動したころには、夫も働いており、収入も増えたため、毎月、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を私自身が郵便局などで納付していた。

また、昭和52年2月ごろ、夫の実家があるD町に転入したときに夫が国民年金の手続をしてくれて、D町に転入後は、夫婦二人分の国民年金保険料を固定資産税や水道料金等と共に地区の納税組織に納付しており、夫が会社を辞めた57年7月までは、私は、継続して国民年金に任意加入し、国民年金保険料も納付していた。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、C市で納付していたときの国民年金保険料が未納とされている上、D町のときには、勝手に私の被保険者資格が喪失されており、納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、一つ目が昭和47年ごろにA県B町で払い出され、二つ目が夫婦連番で52年2月22日にD町で払い出されているところ、一つ目の記号番号に係る国

民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、「不在B ㊦58.2E（D町）」と記載されていること、及び申立人は、C市に異動したときに国民年金の住所変更の申請をしたかどうかを覚えていないとしていることを踏まえると、申立人がC市に異動したとする48年1月ごろから、行政側が申立人の所在を把握できなくなっていたものと推認され、二つ目の記号番号が52年2月にD町で払い出されるまでは、申立人は、行政側から国民年金保険料の納付書を受け取ることはできなかったものと考えられる上、申立期間①当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、毎月、郵送されてきた納付書により申立期間①の国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していたC市は、「当時は、通常、期（3か月）単位とした1年分（4期分）の国民年金保険料の納付書を年度当初に送付していたので、毎月、納付書を送付することは無かった。」としており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間②については、オンライン記録上、当該期間のうち、昭和55年2月から57年5月までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該期間当時、D町には、D町からの依頼によって国民年金保険料、市町村民税等を集金する納税組織が存在していたことは確認できたものの、D町は、「当時の資料は残っていない。」としており、当時の納税組合の関係者の氏名等も不明であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、当時の収納状況等が不明である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年3月までの期間、12年6月及び16年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から9年3月まで
② 平成12年6月
③ 平成16年7月

申立期間①については、私が20歳になった平成8年*月に、当時、学生であった私の国民年金の加入手続及び申立期間①に係る国民年金保険料の免除申請を母親が行ってくれた。就職した後の9年8月に勤務先のA県B市からC市の実家に帰省したときに、自分でD社会保険事務所（当時）に出向き、免除期間の国民年金保険料を追納したと思う。

申立期間②については、平成12年6月に会社を退職し、C市に戻ったころに、D社会保険事務所から、日付や金額等が記載されたA3判程度の用紙が送付されてきたので、私がC市役所にその用紙を持参し、申立期間②の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間③については、夫の転勤に伴い、平成16年7月に会社を退職した後、夫の被扶養配偶者となる手続が遅延したため、当時の夫の勤務先の会計担当者から、「自分で納付しに行ってください。」と指示された夫が、E社会保険事務所（当時）で申立期間③の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、平成9年8月にC市に帰省したときにD社会保険事務所で当該期間の国民年金保険料を追納したと主張してい

るものの、戸籍の附票及びオンライン記録により、申立人は、同年3月31日に住所をC市からB市へ異動していることが確認でき、申立人が追納したとする同年8月の時点では、制度上、住所地を管轄する社会保険事務所（当時）でなければ当該期間の国民年金保険料を収納することはできないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②については、申立人は、D社会保険事務所から送付されたA3判程度の用紙をC市に持参し、当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、申立人から提出されたそのA3判程度の用紙は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更（第1号被保険者該当）・種別確認（第3号被保険者該当）届書」であり、この用紙では国民年金保険料を納付することはできない上、オンライン記録上、当該期間は、平成14年2月20日の時点までは国民年金の未加入期間であることが確認できるほか、その時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料に当たり、C市では収納することができなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間③については、オンライン記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人の夫は、「F市内のビルにあった社会保険事務所で国民年金の手続きを行い、保険料を納付したと思う。」と証言しているところ、日本年金機構G事務センターは、「そのビルには、H社会保険事務局（当時）があったが、H事務局では国民年金の加入手続等はできなかった。」としているほか、戸籍の附票から、申立人の住所地はI市であったことが確認でき、当該期間当時、I市を管轄するJ社会保険事務所（当時）以外では、申立人の国民年金の加入手続を行うことはできないことを踏まえると、加入手続が行われる前に当該期間の国民年金保険料の納付書が管轄以外の社会保険事務所で発行されたとは考え難い。

加えて、申立人又は申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 27 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで

平成 20 年 10 月ごろに、ねんきん特別便が送付されてきたので、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間は脱退手当金が支給された記録となっていることが分かった。

しかし、私は、昭和 43 年 1 月ごろに体調を崩したために、40 年 6 月 1 日から勤務していた A 社を退職して故郷の B 市に帰り、申立期間に係る脱退手当金を請求も受給もした覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金支給整理簿により、昭和 43 年 3 月 15 日に申立人の申立期間に係る脱退手当金が裁定されていることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後、かつ、裁定日から 1 週間後の同年 3 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 43 年 1 月 31 日の前後それぞれ 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 21 人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 人に脱退手当金が支給決定されたことが確認でき、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることを

踏まえると、事業主による代理請求の可能性がうかがえ、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人が覚えている同僚は、「将来、年金が受け取れなくなるという雰囲気に従業員の間であり、脱退手当金を受給した。」と証言している上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成7年11月1日から9年11月20日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年11月20日まで

私は、申立期間において、A社の代表取締役であり、月に50万円から60万円の報酬を受け取っていた。

ところが、社会保険庁（当時）の記録では、私の標準報酬月額は、平成7年1月から同年10月までの期間は20万円、同年11月から9年10月までの期間は9万8,000円となっている上、7年11月以降の標準報酬月額は、当社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後にさかのぼって訂正されていることが分かった。

当時は、厚生年金保険料をしばしば滞納していたため、社会保険事務所（当時）の徴収担当者に何回か呼び出され、納付方法等について具体案を提示するよう促されてはいたが、標準報酬月額をさかのぼって訂正することに関与したことは無いし、社会保険事務所の職員からそのような話を持ちかけられたことも無い。

申立期間の標準報酬月額を実際の報酬に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年1月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、「月に50万円から60万円の報酬を受け取っていた。」と主張しているところ、申立人から提出されたA社に係

る平成6年度及び7年度の「損益計算書」、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」により、当該期間当時、申立人はその主張する報酬を受け取っていたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該期間に係る申立人の標準報酬月額、随時改定により、平成7年1月1日からの標準報酬月額を20万円とする処理が同年4月3日に行われていること、及び定時決定により、同年10月1日からの標準報酬月額についても20万円のままとする処理が同年9月14日に行われていることが確認でき、当該事務処理に特に不自然な点は見当たらない上、当該期間において、申立人が主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年1月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年11月1日から9年11月20日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によりA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成9年11月20日）の後の同年12月2日付けで、申立人に係る標準報酬月額が、当初、7年11月から9年7月までの期間は20万円及び同年8月から同年11月までの期間は59万円と記録されていたところ、いずれも9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本及び申立人の主張により、申立人は、当該期間を含め遡^{そく}及訂正処理された平成9年12月2日の時点において、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該期間当時、A社の被保険者資格を取得している9人（申立人を除く。）のいずれもが、申立人と同様に平成9年12月2日付けで標準報酬月額を遡^{そく}及訂正処理されている上、申立人は、「私は、当社の代表取締役として、全体を管理する立場にあった。当時、厚生年金保険料等を滞納していたことは事実で、社会保険事務所の担当者呼び出されて、納付方法等について何度か面談したことは確かだ。」としていることから、申立人が標準報酬月額の減額処理について関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年11月1日から9年11月20日までの期間に係る標準報酬月額については、A社の業務を執行する責任を負っていた申立人が、当該期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。